

農林水産省新型インフルエンザ対策 行動計画

平成 2 3 年 1 1 月

農林水産省

農林水産省新型インフルエンザ対策行動計画

第1章 総則

第1 行動計画の目的及び基本方針

1 目的

本行動計画は、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月（平成23年9月改定）新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ関係省庁対策会議）（以下「政府行動計画」という。）を踏まえ、新型インフルエンザの発生に関し、農林水産省が行うべき対応を予め定めることにより、発生時における迅速かつ的確な対策の実施に資することを目的とする。

2 基本方針

新型インフルエンザ対策の目的は、

- i) 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる、
- ii) 社会・経済を破綻に至らせないことである。

農林水産省における行動計画は、農林水産省の所掌に照らすとともに、一事業体として感染拡大の防止等に係る責務を果たす観点から、次の諸点を基本方針として策定するものとする。

- i) 高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防・まん延防止、農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する情報提供などにより、国内での新型インフルエンザの発生・感染拡大の防止に努める。
- ii) 新型インフルエンザの発生時においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないように、国民が最低限必要とする食料の供給の確保を図る。
- iii) その他、新型インフルエンザの発生時においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営並びに農林漁業・農山漁村の持続的な発展に著しい支障を生じないように、農林水産省の業務の継続を図る。

第2 用語の説明

1 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症のインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

2 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、希に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。

鳥インフルエンザのウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、高い病原性を示す新型インフルエンザウイルスに変異した場合には、甚大な健康被害と深刻な社会・経済活動への影響をもたらすことが懸念されている。

なお、鳥インフルエンザのうち、感染した鳥が死亡したりするなど、強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」といい、国際獣疫事務局（OIE）の診断基準により定義される。

3 社会機能の維持に関わる事業者

新型インフルエンザ発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことが求められる事業者をいう。国又は地方公共団体の意志決定に関わる者、国民の安全・安心を確保するため、国・地方公共団体の基本的機能維持に加え、治安維持や情報提供を行う者、2ヶ月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等がこれに当たる。

第3 行動計画の見直し

本行動計画は、新型インフルエンザに関しては随時最新の科学的知見を取り入れる必要があること、政府行動計画等の政府全体の対応方向と常に整合的である必要があること等から、随時見直しを行い、必要に応じて修正を行うものとする。

第2章 新型インフルエンザに関する具体的対応

第1 新型インフルエンザの発生に備えた措置

1 対応体制の整備

(1) 対策検討体制の整備

新型インフルエンザの発生に備え、必要に応じ「不測時の食料安全保障に関する省内連絡会議」を開催し、農林水産省内の情報共有、平素からの対応に関するフォローアップ、本行動計画の見直し等を行う。

(2) 農林水産省関係機関との連絡体制の確保

新型インフルエンザの発生に備え、本省各部局、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局等関係機関における担当体制及び緊急時等の連絡ルートを明確にし、各部局・機関において共有する。

また、所管に係る独立行政法人、公益法人、団体等（以下「関係団体」という。）との連絡ルートを確認する。

(3) 関係省庁との連携

「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「政府対策会議」という。）等に参加するとともに、政府の行う新型インフルエンザ関連の訓練に参加すること等により、関係省庁間の連携を確保する。

(4) 地方公共団体との連携

実効ある新型インフルエンザ対策を準備するため、地方公共団体との連携に努める。

2 新型インフルエンザの発生予防・まん延の防止

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等の発生予防・まん延の防止

新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生の予防等を図るため、国内外の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の早期把握、発生予防・まん延防止措置の迅速な実施等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

(2) 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する情報提供

新型インフルエンザが発生した場合に混乱することなく的確な対策を迅速に実施できるよう、農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、各種の機会を捉え、「新型インフルエンザ対策ガイドライン（平成21年2月17日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）」（以下「政府対策ガイドライン」という。）に示された各段階における対策等の周知を図る。

3 国民への食料の供給

(1) 新型インフルエンザの発生が食料供給に及ぼす影響に関する情報収集等

本行動計画を含む新型インフルエンザへの対応方針を随時見直すため、食料品

のサプライチェーンの特徴を踏まえた新型インフルエンザ発生時の国民への食料供給上の課題等について情報収集を行う。

また、これを踏まえ、新型インフルエンザ発生時の国民への食料の供給に関して取り組むべき措置を随時見直すとともに、必要に応じ、それぞれの措置について具体的な実施手順書を整備し、関係機関において共有する。

(2) 関係省庁との事前の調整

食料品の輸送等必要な事項については、関係省庁と予め協議・調整を行う。

また、この状況について政府対策会議において情報を共有する。

(3) 食品産業事業者等における計画策定等の推進

食品産業事業者等の業務の特徴を踏まえた感染防止、業務継続のための計画(以下、「事業継続計画」という。)を策定するためのガイドラインを整備するとともに、同ガイドラインの周知、研修会の開催等により、食品産業事業者等における事業継続計画の検討、策定を推進する。(社会機能の維持に関わる事業者については特にその推進に努める。)

また、地方公共団体と連携し、発生時における食料品等の緊急物資の流通の確保のため、製造・販売事業者等に対し、緊急物資の流通等を実施する体制の整備を要請する。

(4) 家庭等における食料品備蓄の推進

食料品の備蓄品目や量の目安を提案したパンフレット等を活用した情報提供などにより、家庭等における平素からの食料品の備蓄を推進する。

4 農林水産省の業務の継続

(1) 新型インフルエンザに対する知識の普及

職員及びその家族に対し、職場、家庭等における感染防止のための措置について、具体的な取組を記載した資料を配布することなどにより、周知を図る。

また、職員に対し、職員及びその家族に感染が疑われる場合の対応について、周知を図る。

(2) 備品等の整備

職場における感染防止、業務継続に必要な消毒液、マスク等の備品、備蓄食料品を計画的に備蓄する。

(3) その他業務の継続を確保するための措置

感染防止のための措置、国内発生時においても継続すべき重要業務について、「農林水産省新型インフルエンザ対応業務継続計画(平成22年5月農林水産省)」(以下「省業務継続計画」という。)に定めた措置を着実に実施する。

第2 海外における新型インフルエンザ発生時の措置

1 対応体制の整備

(1) 農林水産省内対策本部の設置

海外において新型インフルエンザが発生し、政府に「新型インフルエンザ対策本部」(以下「政府対策本部」という。)が設置された場合は、直ちに、農林水産省内に農林水産大臣(又は農林水産副大臣)を本部長とする「農林水産省新型インフルエンザ対策本部」を設置・開催し、本行動計画に定めることのほか、事態への対処のために必要な対応について迅速な意志決定を図る。

(2) 農林水産省関係機関との連絡強化

本省各部局、地方農政局、北海道農政事務所、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター並びに内閣府沖縄総合事務局等関係機関との間で随時新型インフルエンザの発生状況に係る情報の共有を図るとともに、国内発生に備え、担当体制及び緊急時等の連絡ルートにおける不備の有無等を点検する。

また、関係団体に対し、新型インフルエンザに係る情報を提供するとともに、関係団体の対応の状況を把握する。

(3) 関係省庁との連絡強化

政府対策本部の下で関係省庁間の連携を強化しつつ、適切な対策の推進を図る。

(4) 地方公共団体との連携

各種の措置を適切に実施するため、地方公共団体との連携に努める。

2 新型インフルエンザのまん延防止

(1) 新型インフルエンザのまん延防止への協力

国際機関からの要請に応じ、専門家チームの派遣を検討する等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

(2) 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、発生地域への渡航を避け、海外駐在員への情報提供を行うよう注意を喚起する。また、国内発生に備え、政府対策ガイドライン等に示された感染予防措置、業務継続のための措置、事業者等が自ら策定した事業継続計画等に基づく措置を実施するための準備を行うよう周知を徹底する。

(3) 水産関係船舶に係る水際対策

他国の港を経由して操業する水産事業者等に対し、乗組員に感染が疑われる場合の対応について、周知を徹底する。

3 国民への食料の供給

(1) 国内発生に備えた初動措置

① 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。

また、収集・分析した情報に基づき、各種媒体を通じ、需給・価格の動向、

実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。

② 食品産業事業者等における計画策定及び点検の推進

食品産業事業者等の事業継続計画を策定するためのガイドラインの周知を徹底するなど、早急な取組（簡略な行動方針の策定等を含む）を促進する。

また、新型インフルエンザの発生状況を注視しつつ、原材料等の入手の見通し等に基づき迅速に事業継続（又は縮小、自粛）等のために必要な対応を行うよう周知を徹底する。

③ 食料品の供給要請

需要の高まりが予想される食料品の安定供給に資するよう、備蓄適性が高い食料品を供給する食品産業事業者等に対し、製造・出荷量の確保、流通経路の維持などの自主的な取組を要請する。

④ 消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動を要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザと食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(2) 海外からの食料輸入の減少が予測される場合の対応

収集・分析した食料需給に関する情報に基づき、海外からの食料等の輸入が減少し、国民への食料供給に支障がある又はそのおそれがある場合には、政府対策本部を通じ関係省庁と連携して「不測時の食料安全保障マニュアル」（平成14年3月25日農林水産省決定）に定める関連の措置を実施する。

4 農林水産省の業務の継続

(1) 職員等への注意喚起

職員及びその家族に対し、職場、家庭等における感染防止のための措置、職員及びその家族に感染が疑われる場合の対応等について、改めて周知の徹底を図る。

(2) 水際業務を行う機関における感染防止

動物検疫所、植物防疫所等水際業務を行う機関において、予め定めた具体的方針に基づき、感染防止を図る。

(3) 職員の海外渡航の自粛等

職員の新型インフルエンザ発生地域への渡航については、やむを得ない場合を除き、延期又は中止するよう注意を喚起する。

(4) 海外出張中職員・海外在住職員の安否確認

発生地域へ出張中の職員及びその家族や発生地域に在住する職員及びその家族に関する安否を確認するとともに、感染防止上の留意事項についての周知を徹底する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザに関する最新の情報を提供する。

(5) その他業務の継続を確保するための措置

国内の発生に備え、省業務継続計画に基づく措置を実施するための準備を行うよう周知を徹底する。

第3 新型インフルエンザの国内発生時の措置

1 対応体制の整備

第2の1により整備した体制において迅速な対応を図るとともに、必要に応じ、体制の強化を図る。(海外に先んじて国内発生が生じた場合には、第2の1に準じて対応する。)

2 新型インフルエンザのまん延防止

(1) 新型インフルエンザのまん延防止への協力

国際獣疫事務局(OIE)のリファレンスラボラトリー等とウイルス株の同定・解析に関する協力を行う等政府行動計画に示された取組を着実に実施する。

(2) 農林漁業者・団体、食品産業事業者等に対する注意喚起

農林漁業者、農林漁業団体、食品産業事業者等に対し、感染防止措置を徹底するとともに、新型インフルエンザの発生状況に応じ、不要不急の業務、集会等感染拡大につながるおそれのある活動を縮小・自粛するよう要請する。

3 国民への食料の供給

(1) 国内初発生が確認された場合の初動措置

① 食料供給の見通しに関する情報収集・分析・提供

平素から行っている国内外の食料需給に関する情報の収集・分析・提供体制を強化する。

また、収集・分析した情報に基づき各種媒体を通じ、需給・価格の動向、実施する対策の取組内容等について適時適切な広報活動等を行う。

② 食料品の供給要請

主要な食料品を供給する食品産業事業者等に対し、事業に伴う感染拡大の防止に留意しつつ製造・出荷量の確保、流通経路の維持など事業の継続を要請する。

③ 消費者への要請

関係省庁と連携しつつ、消費者に対し、過度な買いだめ、買い急ぎを行わないことや、食べ残し・廃棄の抑制に取り組むことなど、食料品の調達・消費について適切な行動をとるよう要請する。

また、必要に応じ、新型インフルエンザと食料品の安全性との関係等消費者が適切な行動をとるために必要な情報の提供に努める。

(2) 地域封じ込め措置への対応

地域封じ込めの措置が講じられた場合には、政府対策本部を通じ、関係省庁との連携の下、必要に応じ、応急用食料の供給に協力する。

(3) 全国的な発生に対する対応

① 食料供給の確保

国民への食料供給について、供給量の不足、地域的な偏在等について状況の把握に努めるとともに、必要に応じて地方公共団体と連携し、製造・販売事業者に対して、緊急物資をはじめとした食料品等の必要な物資について円滑な流

通が行われるよう要請するほか、実行可能な改善措置を検討する。

食料品の輸送等については、必要に応じ、政府対策本部を通じて関係省庁と協議・調整し、対応する。

この他、必要に応じ、政府対策本部を通じ関係省庁と連携して「不測時の食料安全保障マニュアル」に定める関連の措置を実施する。

② 備蓄の活用

一定数量の備蓄を実施している米、小麦及び飼料穀物について、供給不足が見込まれる数量を踏まえ、備蓄を計画的に活用し供給を確保する。

③ 食料品等の価格・流通の安定対策

関係省庁と連携し、食料並びに食料生産に必要な種子・種苗、肥料、農薬及び飼料の価格動向等の調査・監視を行うとともに、必要に応じ、買占め、売惜しみ及び便乗値上げの防止等のための取組を行う。

この他、必要に応じ、政府対策本部を通じ関係省庁と連携して「不測時の食料安全保障マニュアル」に定める関連の措置を実施する。

(4) 小康期における対応

① 食料品の供給要請

備蓄適性が高い食料品を供給する食品産業事業者等に対し、次期流行期の需要増加に向けた製造・出荷量の確保、流通経路の維持などについて自主的な取組を要請する。

② 食品産業事業者における計画の点検、見直しの推進

食品産業事業者等に対し、流行期における経験、二次的な流行期における感染拡大の特徴等を踏まえ、事業継続計画等の点検、見直しを行うよう周知を図る。

③ 家庭等における食料品備蓄の推進

次の流行期に備え、パンフレット等を活用した情報提供などにより、家庭、事業所等における食料品の備蓄を推進する。

4 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定

(1) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営的損害についての実態把握

必要に応じ、新型インフルエンザの発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等の農林漁業者・食品産業事業者等に与える影響(経営的損害等)について、実態把握を行う。

(2) 農林漁業者・食品産業事業者等の経営安定のための取組

新型インフルエンザの発生により農林水産物・食品の生産・流通が停滞した場合等について、必要に応じ、影響を受ける農林漁業者・食品産業事業者等に対する政府系金融機関等への相談窓口の設置、セーフティネット貸付等による支援策の実施を検討する。

5 農林水産省の業務の継続

農林水産省の業務を適切に実施・継続するため、省業務継続計画に定めた措置を着実に実施する。